



平成29年9月28日発行

# 坂本支所だより

— 第146号 —

発行：八代市坂本支所

編集：坂本支所地域振興課 (IP) TEL (8) 45-2211

## 坂本町の人口(8月末現在)

( )は前月比

世帯数	1,772 戸	( -2 )
男性	1,680 人	( -4 )
女性	2,082 人	( -4 )
合計	3,762 人	( -8 )

## 秋の全国交通安全運動街頭キャンペーンを実施しました

9月21日(木)～9月30日(土)までの10日間、「秋の全国交通安全運動」を実施中です。坂本管内では、運動期間の初日にあたる9月21日(木)を「交通安全キャンペーンの日」とし、安全運転管理者等協議会第10分会の主催により、川岳駐在所・市交通指導員坂本支部・小中学校PTA・老人クラブ・坂本住民自治協議会等の協力のもと、街頭キャンペーンを実施しました。

当日は、朝と夕方に予定しておりましたが、あいにくの雨で朝のみの実施になりました。小雨が降る中、通行されるドライバーの皆さんに「安全運転や交通ルールの遵守」などを呼びかけ広く交通安全を周知することができました。



## 9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

### ◎子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

交通事故による死者の約半数が高齢者です。また、幼児や児童は通園・通学時に事故に多く遭っていることが報告されています。高齢者運転による死亡事故も多く発生しています。運転に不安がある場合には運転免許証を自主的に返納する制度があります。



### ◎夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時や夜間の見えにくい時間帯は自分の位置を知らせるために、自転車のライト点灯や反射材を活用しましょう。



### ◎全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

乗車中に事故で亡くなった人のうち、シートベルトを着用していない人は、着用者に比べて致死率が14.5倍にもなります。どの座席でも必ず「シートベルト着用」、6歳未満の幼児は「チャイルドシート使用」してください。



### ◎飲酒運転の根絶

たとえわずかでもお酒を飲んだら、絶対に運転しない。「乗らない」、「乗せない」、「飲ませない」を守りましょう。



平成29年度

## 「人権おもいやりミニ講座」受講者募集中！！

～みんなでさまざまな人権について考えてみませんか～

興味のあるものや、参加できる講座から始めてみませんか。

◎対象者 講座の受講を希望する方なら誰でも参加できます。

◎講座内容 (全8回中残り4回) 会場：千丁支所3階研修室ほか

講座時間：約1時間半程度



回	開催日程	内容
第5回	10月18日(水) 14時～ 千丁支所3階研修室	講座「学校での同和教育について」 講師 人権相談員 有馬 信一さん
第6回	11月25日(土) 10時～ 肥後銀行八代支店 セミナールーム	講座「多様な性を生きること」 講師 熊本県人権センター講師 今坂 洋志さん
第7回	1月17日(水) 14時～ 千丁支所3階研修室	講座「更生保護について」 講師 保護司 徳澄 幸治さん
第8回	2月17日(土) 10時～ 肥後銀行八代支店 セミナールーム	講座「インターネット上の人権について」 講師 人権相談員 西村 洋子さん

※参加料は無料です。内容・会場等は変更になる場合もあります。

※希望講座のみの受講も可能です。

◎申し込み先： 八代市人権啓発センター(人権政策課・千丁支所3階)

(問い合わせ) ☎ 30-1711 FAX 46-1950

☆お申し込みは、電話またはFAXにてお名前、住所、電話番号などをお知らせ下さい。

☆お申し込みは、随時受付けています。

## 人権擁護委員をご存じですか？

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行う民間ボランティアです。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けており、問題解決のための職務を行うに当たっては、関係者の秘密を守ります。

### 人権擁護委員による特設人権相談所を開設します

色々な人権問題、家庭内や隣近所のもめごとなど日常生活全般にわたる紛争や法律問題など、様々な相談に応じています。ひとりで悩まずご相談ください。

予約不要です。当日会場へお越しください。

とき：平成29年10月19日(木)

時間：午前10時～午後3時

場所：坂本支所 2階会議室

担当者：人権擁護委員

《問い合わせ》 地域振興課 ☎ 45-2211



人権イメージキャラクター 人KENまる君



人KENあゆみちゃん

毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。